

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第42号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																									
<p>1 目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 専決</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 出先機関における専決</p> <p>第1款 [略]</p> <p>第2款 広域振興局以外の出先機関（第41条～<u>第56条の2</u>）</p> <p>附則</p> <p>（広域振興局以外の出先機関の長委任事項）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 専決</p> <p>第1節・第2節 [略]</p> <p>第3節 出先機関における専決</p> <p>第1款 [略]</p> <p>第2款 広域振興局以外の出先機関（第41条～<u>第56条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（広域振興局以外の出先機関の長委任事項）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 広域振興局以外の出先機関のうち復興防災部に属する出先機関の長に委任する事項は、<u>別表第10の2に掲げるとおりとする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p> <p>8 [略]</p>																																																																									
<p>8 広域振興局以外の出先機関のうち復興局に属する出先機関の長に委任する事項は、別表第16の2に掲げるとおりとする。</p> <p>（代決）</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p>	<p>（代決）</p> <p>第8条 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p>																																																																									
<p>（1）本庁における代決</p> <table border="1" data-bbox="184 1558 1039 2831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>副局長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2以上の副局長を置く局にあっては、局長があらかじめ指定する副局長</td> <td>他の副局長</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、総括新型コロナウイルス感染症対策監、新型コロナウイルス感染症対策監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>儀典調整監、報道監、職員育成監又は当該事務を担当する課長、担当課長若しくは特命課長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>当該事務を担当する担当課長又は特命課長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>担当課長、特命課長又は室長、総括課長若しくは所長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			局長	副局長	[略]		2以上の副局長を置く局にあっては、局長があらかじめ指定する副局長	他の副局長	[略]			室長	防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、総括新型コロナウイルス感染症対策監、新型コロナウイルス感染症対策監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長		[略]			総括課長	儀典調整監、報道監、職員育成監又は当該事務を担当する課長、担当課長若しくは特命課長	[略]		[略]		所長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長	[略]	[略]			課長	担当課長、特命課長又は室長、総括課長若しくは所長があらかじめ指定する職員		<p>（1）本庁における代決</p> <table border="1" data-bbox="1123 1558 1974 2831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>局長</td> <td>副局長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>室長</td> <td>総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括課長</td> <td>儀典調整監、<u>防災危機管理監</u>又は当該事務を担当する課長、担当課長若しくは特命課長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所長</td> <td>当該事務を担当する担当課長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>担当課長、特命課長又は室長若しくは総括課長があらかじめ指定する職員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	[略]			局長	副局長	[略]	[略]			室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長		[略]			総括課長	儀典調整監、 <u>防災危機管理監</u> 又は当該事務を担当する課長、担当課長若しくは特命課長	[略]		[略]		所長	当該事務を担当する担当課長	[略]	[略]			課長	担当課長、特命課長又は室長若しくは総括課長があらかじめ指定する職員	
決裁権者		代決権者																																																																								
	第1順位者	第2順位者																																																																								
[略]																																																																										
局長	副局長	[略]																																																																								
	2以上の副局長を置く局にあっては、局長があらかじめ指定する副局長	他の副局長																																																																								
[略]																																																																										
室長	防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、総括新型コロナウイルス感染症対策監、新型コロナウイルス感染症対策監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長																																																																									
[略]																																																																										
総括課長	儀典調整監、報道監、職員育成監又は当該事務を担当する課長、担当課長若しくは特命課長	[略]																																																																								
	[略]																																																																									
所長	当該事務を担当する担当課長又は特命課長	[略]																																																																								
[略]																																																																										
課長	担当課長、特命課長又は室長、総括課長若しくは所長があらかじめ指定する職員																																																																									
決裁権者	代決権者																																																																									
	第1順位者	第2順位者																																																																								
[略]																																																																										
局長	副局長	[略]																																																																								
[略]																																																																										
室長	総括危機管理監、危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監又は当該事務を担当する特命参事、課長、担当課長若しくは特命課長																																																																									
[略]																																																																										
総括課長	儀典調整監、 <u>防災危機管理監</u> 又は当該事務を担当する課長、担当課長若しくは特命課長	[略]																																																																								
	[略]																																																																									
所長	当該事務を担当する担当課長	[略]																																																																								
[略]																																																																										
課長	担当課長、特命課長又は室長若しくは総括課長があらかじめ指定する職員																																																																									

[略]		
特命課長	室長、 <u>総括課長又は所長</u> があらかじめ指定する職員	
儀典調整監	[略]	
報道監	<u>広聴広報課総括課長</u> があらかじめ指定する職員	
総括調査監	[略]	
職員育成監	<u>人事課総括課長</u> があらかじめ指定する職員	
防災危機管理監	<u>総合防災室長</u> があらかじめ指定する職員	
[略]		
ふるさと振興監	[略]	
国際監	<u>国際室長</u> があらかじめ指定する職員	
総括新型コロナウイルス感染症対策監	<u>保健福祉企画室長</u> があらかじめ指定する職員	
新型コロナウイルス感染症対策監	<u>保健福祉企画室長</u> があらかじめ指定する職員	
競馬改革推進監	[略]	
[略]		

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者		
		第1順位者	第2順位者	
広域振興局	盛岡広域振興局長	[略]		
		主管の部長	[略] <u>ダム管理事務所長、ダム建設事務所長</u> 又は土木センター所長	
		[略]		
	[略]			
	土木部長	[略]		
		部長があらかじめ指定する職員（技術企画に係る事務に限る。）		
		<u>ダム建設事務所長</u>	<u>ダム建設事務所次長</u>	
		ダム管理事務所長	[略]	
	[略]			
	特命参事	部長があらかじめ指定する職員		
	[略]			
	ダム管理事務所長	[略]		
	<u>ダム建設事務所長</u>	<u>ダム建設事務所次長</u>		
管理主幹	[略]			
[略]				
東京事務所	[略]			
消防学校	[略]			
[略]				
花巻空港	[略]			

[略]		
特命課長	室長又は <u>総括課長</u> があらかじめ指定する職員	
儀典調整監	[略]	
総括調査監	[略]	
総括危機管理監	<u>復興危機管理室長</u> があらかじめ指定する職員	
危機管理監	<u>復興危機管理室長</u> があらかじめ指定する職員	
防災危機管理監	<u>防災課総括課長</u> があらかじめ指定する職員	
[略]		
ふるさと振興監	[略]	
[略]		
競馬改革推進監	[略]	
[略]		

(2) 出先機関における代決

機 関	決裁権者	代決権者		
		第1順位者	第2順位者	
広域振興局	盛岡広域振興局長	[略]		
		主管の部長	[略] ダム管理事務所長又は土木センター所長	
		[略]		
	[略]			
	土木部長	[略]		
		部長があらかじめ指定する職員（技術企画に係る事務に限る。）		
		ダム管理事務所長	[略]	
		[略]		
	[略]			
	特命参事	部長又は審査指導監があらかじめ指定する職員		
	[略]			
	ダム管理事務所長	[略]		
	管理主幹	[略]		
[略]				
東京事務所	[略]			
東日本大震災津波伝承館	館長	当該事務を担当する副館長	他の副館長	
	副館長	主管の課長	館長があらかじめ指定する職員	
	課長	館長があらかじめ指定する職員		
消防学校	[略]			
[略]				
花巻空港	[略]			

事務所			
東日本大震災津波伝承館	館長	当該事務を担当する副館長	他の副館長
	副館長	主管の課長	館長があらかじめ指定する職員
	課長	館長があらかじめ指定する職員	

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 本庁の首席ふるさと振興監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

4 [略]

(副局長、企画室長及び総務室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長及び総務室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 企画室及び総務室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 企画室及び総務室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(4) 企画室及び総務室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(5) [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること(管財課、総合防災室、観光・プロモーション室、農村建設課及び出納局総務課の主管に属するものを除く。次号、第10号、第12号から第14号までにおいて同じ。)

(7)～(22) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長及び総務室長は、次条第3号から第6号までに掲げる事項(担当技監を置かない部に限る。)を専決することができる。

(室長及び総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。)

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、総括新型コロナウイルス感染症対策監、新型コロナウイルス感染症対策監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(6) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、総括新型コロナウイルス感染症対策監、新型コロナウイルス感染症対策監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(7) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、国際監、総括新型コロナウイルス感染症対策監、新型コロナウイルス感染症対策監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、報道監、調査監、職員育成監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、国際監、総括新型コロナウイルス感染症対策監、新型コロナウイルス感染症対策監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

事務所	
-----	--

(企画室長等共通専決事項)

第13条 本庁の副局長、企画室長、総務室長、復興危機管理室長及び担当技監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

3 本庁の首席ふるさと振興監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) ふるさと振興監の休暇その他の服務に関すること。

4 [略]

(副局長、企画室長、総務室長及び復興危機管理室長共通専決事項)

第14条 本庁の副局長、企画室長、総務室長及び復興危機管理室長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(4) 企画室、総務室及び復興危機管理室の特命参事、課長、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(5) [略]

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満(工事執行後に取得する場合は、5億円以上)の公有財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること(管財課、防災課、消防安全課、観光・プロモーション室、農村建設課及び出納局総務課の主管に属するものを除く。次号、第10号、第12号から第14号までにおいて同じ。)

(7)～(22) [略]

2 前項に定めるもののほか、本庁の企画室長、総務室長及び復興危機管理室長は、次条第3号から第6号までに掲げる事項(担当技監を置かない部に限る。)を専決することができる。

(室長及び総括課長等共通専決事項)

第16条 本庁の室長、総括課長、所長及び総括調査監の専決できる事項は、次のとおりとする(担当技監を置く部局等の総括課長にあつては、第10号を除く。)

(1)～(4) [略]

(5) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(6) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。

(7) 特命参事、課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の旅行命令及び復命書の受理に関すること。

(8)～(14) [略]

2 [略]

(課長等共通専決事項)

第17条 本庁の課長、担当課長、特命課長、儀典調整監、調査監、総括危機管理監、危機管理監、防災危機管理監、地域企画監、ふるさと振興監、競馬改革推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監、県産米販売推進監及びI L C推進監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(20) [略]

(主管室課の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課の管理課長（復興局にあつては復興推進課総括課長、出納局にあつては総務課総括課長）は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関する事（管財課、総合防災室、観光・プロモーション室、農村建設課及び出納局総務課の主管に属するものを除く。第6号から第9号までにおいて同じ。）。

(5)～(24) [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2 人事課の分掌事務について、総括課長、職員育成監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 主査又はこれに相当する職員の任免、分限（病気休職を除く。）及び懲戒に関する事。

(2) [略]

[略]

職員育成監専決事項

(1) [略]

3 [略]

4 行政経営推進課の分掌事務について、部長及び総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) 新たな行政手法による公共サービスに関する事。

5・6 [略]

7 総合防災室の分掌事務について、室長、防災危機管理監、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産（工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産）（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関する事。

(2) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関する事。

(3) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関する事。

(4) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関する事。

(5) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の処分に係る予定価格の作成に関する事。

(6) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関する事。

(7) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関する事。

防災危機管理監専決事項

(1) 自衛隊との災害対応に関する事。

(2) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関する事。

(3) 国民保護の総合調整に関する事。

(4) 日米地位協定に基づく連絡に関する事。

防災危機管理担当課長専決事項

(1) 防災思想の普及及び自主防災組織の育成に関する事。

(2) 自衛官の募集期間、試験期日及び試験場の告示に関する事。

(1)～(20) [略]

(主管室課の管理課長等共通専決事項)

第18条 主管室課の管理課長（出納局にあつては、総務課総括課長）は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格3,500万円未満（工事執行後に取得する場合は、5億円未満）の公有財産の取得に関する事（管財課、防災課、消防安全課、観光・プロモーション室、農村建設課及び出納局総務課の主管に属するものを除く。第6号から第9号までにおいて同じ。）。

(5)～(24) [略]

(総務部の部長、室長、総括課長、所長、課長及び担当課長の専決事項)

第21条 [略]

2 人事課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 主任主査若しくは主査又はこれらに相当する職員の任免、分限（病気休職を除く。）及び懲戒に関する事。

(2) [略]

[略]

職員育成課長専決事項

(1) [略]

3 [略]

4 行政経営推進課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 新たな行政手法による公共サービスに関する事。

(5) 行政情報化に係る施策に関する事。

(6) [略]

(7) [略]

行政情報化担当課長専決事項

(1) 行政情報化に係る施策の実施に関する事。

5・6 [略]

(3) 市町村地域防災計画の助言等に関すること。

(4) 気象情報の収集及び伝達に関すること。

(5) 防災通信に関すること。

(6) 工事の検査に関すること。

防災消防課長専決事項

(1) 消防防災統計に関すること。

(2) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。

(3) 消防表彰式に関すること。

(4) 火災予防に関すること。

(5) 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関すること。

(6) 救急及び救助に係る業務の指導に関すること。

(7) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。

(8) 防災ヘリコプターに関すること。

(9) 岩手県立総合防災センターの管理に関すること。

(10) 総合防災訓練に関すること（石油コンビナート等に係るものに限る。）。

(11) 火薬類の取締りに関すること。

(12) 猟銃等の製造業者及び販売業者の指導に関すること。

(13) 高圧ガスの保安の確保に関すること。

(14) 液化石油ガスの保安に関すること。

(15) ガス用品の販売の事業に関すること。

(16) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。

(17) 電気用品の安全に関すること。

防災航空担当課長専決事項

(1) 防災ヘリコプターの運航に関すること（定例的なものに限る。）。

8 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 盛岡広域振興局所管区域内の市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関すること。

(5) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(6) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。

(7) 職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定に関すること。

(8) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。

(9) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。

(10) 職員の児童手当の受給資格等の認定に関すること。

(11) [略]

(12) 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(13) 社会保険及び雇用保険の届出に関すること。

(14) [略]

職員福祉担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

7 総務事務センターの分掌事務について、所長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

所長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

職員福祉担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

給与認定担当課長専決事項

(1) 盛岡広域振興局所管区域内の市町村立学校職員の給与及び旅費の支払のために設置する資金前渡職員の委嘱に関すること。

(2) 職員の扶養親族の認定に関すること。

(3) 職員の居住の実情の確認及び住居手当の月額決定又は改定に関すること。

(4) 職員の通勤の実情の確認並びに通勤手当及び通勤に係る費用弁償の額の決定又は改定に関すること。

(5) 職員の単身赴任の実情の確認及び単身赴任手当の月額決定又は改定に関すること。

(6) 職員の寒冷地手当の支給区分の認定及び月額決定又は改定に関すること。

(7) 職員の児童手当の受給資格等の認定に関すること。

(8) 臨時的任用職員及び非常勤職員の任免に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(9) 社会保険及び雇用保険の届出に関すること。

（復興防災部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項）

第21条の2 復興危機管理室の分掌事務について、部長、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

部長専決事項

(1) 復興及び防災等の危機管理に係る施策の総合的な企画に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

室長専決事項

(1) 復興及び防災等の危機管理に係る施策の総合的な調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

放射線影響対策課長専決事項

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に伴う原子力発電所の事故による放射性物質影響対策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

2 復興推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の調整に関すること。

(2) 東日本大震災津波の被災地におけるまちづくりに係る施策の調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 東日本大震災津波の伝承に係る施策の調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) 東日本大震災津波の伝承に係る他の地方公共団体との連携に関すること。

(5) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る情報発信及び県民運動に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

推進担当課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る計画の進行管理に関すること。

伝承・発信担当課長専決事項

(1) 東日本大震災津波の伝承に係る関係機関との調整に関すること。

3 復興くらし再建課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 災害救助業務従事の指示に関すること。

(2) 災害救助物資の収用等に関すること。

(3) 農林水産業の復興に係る施策の調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(4) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

被災者生活再建課長専決事項

(1) 被災者の生活再建の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 災害救助物資の収用等のための立入検査に関すること。

(3) 災害救助物資の保管者からの報告徴収及び当該災害救助物資の保管場所への立入検査に関すること。

産業再生担当課長専決事項

(1) 農林水産業の復興に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

4 防災課の分掌事務について、総括課長、防災危機管理監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 防災に係る施策の調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産（工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産）（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の取得に関すること。

(3) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産（土地については、2万平方メートル以上のもの）の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(4) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(5) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産（土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの）の処分に関すること。

(6) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産（土地については、2万平方メートル以上

のもの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(7) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関すること

。

(8) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

防災危機管理監専決事項

(1) 自衛隊との災害対応に関すること。

(2) 陸上自衛隊に対する土木工事の委託の申出に関すること。

(3) 国民保護の総合調整に関すること。

(4) 日米地位協定に基づく連絡に関すること。

防災危機管理担当課長専決事項

(1) 防災思想の普及及び自主防災組織の育成に関すること。

(2) 自衛官の募集期間、試験期日及び試験場の告示に関すること。

(3) 市町村地域防災計画の助言等に関すること。

(4) 気象情報の収集及び伝達に関すること。

(5) 防災通信に関すること。

(6) 工事の検査に関すること。

5 消防安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 消防及び産業保安に係る施策の調整に関すること。

(2) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに関すること。

(3) 交通安全対策に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)

(4) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の公有財産(工事執行後に取得する場合は、すべての公有財産)(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の取得に関すること。

(5) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円以上の公有財産(土地については、2万平方メートル以上のもの)の取得に係る予定価格の作成に関すること。

(6) 公有財産の使用の許可又は貸付けに関すること。

(7) 1件の評価額7,000万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産(土地については、1件7,000万円以上で、かつ、2万平方メートル以上のもの以外のもの)の処分に  
関すること。

(8) 1件の評価額7,000万円以上の普通財産(土地については、2万平方メートル以上  
のもの)の処分に係る予定価格の作成に関すること。

(9) 1件の評価、予定又は見積りの価格7,000万円未満の普通財産の交換に関すること

。

(10) 公有財産の維持及び保全のために必要な命令に関すること。

消防担当課長専決事項

(1) 消防防災統計に関すること。

(2) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること。

(3) 消防表彰式に関すること。

(4) 火災予防に関すること。

(5) 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関すること。

(6) 救急及び救助に係る業務の指導に関すること。

(7) 危険物取扱者及び消防設備士に関すること。

(8) 岩手県立総合防災センターの管理に関すること。

(9) 総合防災訓練に関すること(石油コンビナート等に係るものに限る。)

(10) 火薬類の取締りに関すること。

(11) 猟銃等の製造業者及び販売業者の指導に関すること。

(12) 高圧ガスの保安の確保に関すること。

(13) 液化石油ガスの保安に関すること。

(14) ガス用品の販売の事業に関すること。

(15) 電気工事業の業務の適正化及び電気工事士に関すること。

(16) 電気用品の安全に関すること。

防災航空担当課長専決事項

(1) 防災ヘリコプターの運航に関すること(定例的なものに限る。)

県民安全課長専決事項

(1) 交通安全対策に係る関係団体の指導に関すること。

(ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2～6 [略]

(ふるさと振興部の部長、室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第22条 [略]

2～6 [略]

7 国際室の分掌事務について、室長、国際監及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

国際監専決事項

- (1) 国際施策の総合的な調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。  
(2)～(4) [略]

8 [略]

9 科学・情報政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1)・(2) [略]  
(3) 地域情報化及び行政情報化に係る施策に関すること。

[略]

地域情報化担当課長専決事項

- (1) 地域情報化に係る施策の実施に関すること。

行政情報化担当課長専決事項

- (1) 行政情報化に係る施策の実施に関すること。  
(2) 情報通信ネットワークシステムの管理に関すること。

10 台風災害復旧復興推進室の分掌事務について、部長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1) 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による災害からの復旧及び復興に係る施策の総合的な調整に関すること。

台風災害復旧復興推進課長専決事項

- (1) 平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号による災害からの復旧及び復興に係る施策の実施に関すること。

(文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長、担当課長及び指定職員の専決事項)

第22条の2 文化振興課の分掌事務について、総括課長、課長、担当課長及び指定職員（部長が指定する職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

世界遺産課長専決事項

- (1) [略]

指定職員専決事項

- (1) 岩手県民会館に係る休館日以外の日における臨時の休館又は休館日における臨時の開館の承認に関すること。

2 スポーツ振興課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び指定職員の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

競技スポーツ担当課長専決事項

- (1)・(2) [略]

指定職員専決事項

- (1) 岩手県営運動公園及び岩手県立御所湖広域公園の艇庫に係る次の事項に関すること

一

ア 占用の許可

イ 占有期間の満了等に係る原状回復等の措置についての指示

ウ 占有の許可の取消し、効力の停止若しくは条件の変更又は行為若しくは工事の中止等の命令及び当該処分に係る聴聞

エ 届出（県立都市公園条例（昭和41年岩手県条例第15号）第11条第6号に係る届出を除く。）の受理

- (2) 岩手県営体育館及び岩手県営武道館に係る休館日以外の日における臨時の休館又は休館日における臨時の開館の承認に関すること。

- (3) 岩手県営野球場及び岩手県営スケート場に係る休場日以外の日における臨時の休場又は休場日における臨時の開場の承認に関すること。

3 [略]

（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第23条 環境生活企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

- (1) [略]

7 国際室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

国際企画課長専決事項

- (1) 国際施策の推進に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。  
(2)～(4) [略]

8 [略]

9 科学・情報政策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

- (1)・(2) [略]  
(3) 情報化の推進施策に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

[略]

情報化推進課長専決事項

- (1) 情報化の推進施策の実施に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

（文化スポーツ部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第22条の2 文化振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

世界遺産課長専決事項

- (1) [略]

2 スポーツ振興課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

競技スポーツ担当課長専決事項

- (1)・(2) [略]

3 [略]

（環境生活部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項）

第23条 環境生活企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

企画課長専決事項

- (1) [略]



放射線影響対策課長専決事項

(1) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「東日本大震災津波」という。）に伴う原子力発電所の事故による放射性物質影響対策の総合的な企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

ジオパーク推進課長専決事項

(1) [略]

2～4 [略]

5 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) 犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る企画に関すること。

(12) 交通安全対策に係る企画に関すること。

(13) [略]

[略]

生活衛生担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

県民生活安全課長専決事項

(1) 交通安全対策に係る関係団体の指導に関すること。

消費生活課長専決事項

(1)・(2) [略]

6・7 [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(12) [略]

健康予防担当課長専決事項

(1)～(8) [略]

[略]

3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) 災害救助業務従事の指示に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(6) 災害救助物資の取用等に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

生活福祉担当課長専決事項

(1) 災害救助物資の取用等のための立入検査に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 災害救助物資の保管者からの報告徴収及び当該災害救助物資の保管場所への立入検査に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

ジオパーク推進課長専決事項

(1) [略]

2～4 [略]

5 県民くらしの安全課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(10) [略]

(11) [略]

[略]

生活衛生担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

消費生活課長専決事項

(1)・(2) [略]

6・7 [略]

(保健福祉部の室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第24条 [略]

2 健康国保課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(12) [略]

医療情報課長専決事項

(1) 医療情報の活用等に係る施策の実施に関すること。

健康予防担当課長専決事項

(1)～(8) [略]

[略]

3 地域福祉課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

生活福祉担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

4・5 [略]

6 医療政策室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(8) [略]

(9) 結核等感染症関係の公費負担医療に係る診療報酬支払事務の委託に関すること。

(10) 官庁等が行う予防措置についての協議に関すること。

(11) 感染症の予防計画に関すること。

(12) 感染症指定医療機関の指定に関すること。

医療情報課長専決事項

(1) 医療情報の活用等に係る施策の実施に関すること。

医務課長専決事項

(1)～(14) [略]

[略]

感染症担当課長専決事項

(1) 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

7 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2～12 [略]

13 水産振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

振興担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 輸出水産物の製造の用に供する事業場の登録に関すること。

(7) [略]

[略]

14～16 [略]

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第27条 [略]

2～4 [略]

5 河川課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

河川管理担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

河川海岸担当課長専決事項

(1) 指定水防管理団体の水防計画の承認に関すること。

河川開発課長専決事項

(1) [略]

6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

[略]

4・5 [略]

6 医療政策室の分掌事務について、室長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(8) [略]

医務課長専決事項

(1)～(14) [略]

[略]

感染症課長専決事項

(1) 結核等感染症関係の公費負担医療に係る診療報酬支払事務の委託に関すること。

(2) 官庁等が行う予防措置についての協議に関すること。

(3) 感染症の予防計画に関すること。

(4) 感染症指定医療機関の指定に関すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) 原子爆弾被爆者一般疾病医療機関の指定に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

7 [略]

(農林水産部の室長、総括課長、監、課長及び担当課長の専決事項)

第26条 [略]

2～12 [略]

13 水産振興課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

振興担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 輸出水産物の生産及び製造に関すること。

(7) [略]

[略]

14～16 [略]

(県土整備部の部長、室長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第27条 [略]

2～4 [略]

5 河川課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

河川管理担当課長専決事項

(1)～(6) [略]

流域治水課長専決事項

(1) 指定水防管理団体の水防計画の承認に関すること。

(2) [略]

6 [略]

7 都市計画課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

まちづくり課長専決事項

(1)～(8) [略]

8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(17) [略]

(18) 違反建築物の取締りに関すること。

(19) [略]

(20) [略]

(21) 長期優良住宅の普及の促進に関すること。

(22) 低炭素建築物の普及の促進に関すること。

(23) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

[略]

住宅計画課長専決事項

(1)～(5) [略]

建築指導担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

[略]

10 [略]

(復興局の総括課長及び担当課長の専決事項)

第27条の2 復興推進課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る広報及び県民運動に関すること。

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る施策の総合的な調整及び推進に関すること。

管理担当課長専決事項

(1) 他の都道府県の職員の受入れに関すること（他課等の主管に属するものを除く。）

推進協働担当課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興に係る計画の進行管理に関すること。

2 まちづくり・産業再生課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 東日本大震災津波の被災地におけるまちづくりに関する企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 農林水産業の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) ものづくり産業、観光産業等の復興に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

まちづくり再生担当課長専決事項

(1) 東日本大震災津波による災害からの復興のためのまちづくりに関する制度の研究及び調査に関すること。

3 生活再建課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 東日本大震災津波に係る災害救助業務従事の指示に関すること。

(2) 東日本大震災津波に係る災害救助物資の収用等に関すること。

被災者支援担当課長専決事項

(1) 東日本大震災津波の被災者の生活再建の支援に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 東日本大震災津波に係る災害救助物資の収用等のための立入検査に関すること。

(3) 東日本大震災津波に係る災害救助物資の保管者からの報告徴収及び当該災害救助物資の保管場所への立入検査に関すること。

景観まちづくり課長専決事項

(1)～(8) [略]

8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、部長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)～(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

[略]

住宅計画担当課長専決事項

(1)～(5) [略]

建築指導課長専決事項

(1)～(5) [略]

(6) 違反建築物の取締りに関すること。

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関すること。

(8) 低炭素建築物の普及の促進に関すること。

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

[略]

10 [略]

相談支援担当課長専決事項

(1) 東日本大震災津波の被災者の生活再建に関する相談に関すること。

4 震災津波伝承課の分掌事務について、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1) 東日本大震災津波の伝承に係る施策の企画に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(2) 東日本大震災津波による災害からの復興の情報発信に係る施策の企画及び調整に関すること（他課等の主管に属するものを除く。）。

(3) 東日本大震災津波の伝承に係る他の地方公共団体との連携に関すること。

伝承企画担当課長専決事項

(1) 東日本大震災津波の伝承に係る関係機関との調整に関すること。

( I L C 推進局の総括課長及び課長の専決事項)

第27条の3 [略]

(出納局の局長、副局長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第28条 総務課の分掌事務について、副局長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 用品調達基金における予定又は見積りの価格が会計規則第106条の表に定める額を超える用品の購入に関すること。

(4)～(12) [略]

[略]

2 [略]

(副局長専決事項)

第30条 [略]

2・3 [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）は、次に掲げる事項を専決することができる（行政センターに係るものを除く。）。

(1)～(5) [略]

(6) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（沿岸広域振興局副局長にあつては経営企画部の産業振興室長及び県税室長に限り、県北広域振興局副局長にあつては経営企画部の産業振興室長及び県税室長並びに農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。）の服務に関すること。

(7) [略]

5・6 [略]

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長、ダム建設事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部の調整課長及びダム管理事務所長、盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長及び農政部農政調整課長、沿岸広域振興局土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	経営企画部の産業振興室長及び県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室
----------	--

( I L C 推進局の総括課長及び課長の専決事項)

第27条の2 [略]

(出納局の局長、副局長、総括課長、課長及び担当課長の専決事項)

第28条 総務課の分掌事務について、副局長、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

[略]

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 用品調達基金における予定又は見積りの価格が会計規則第106条の表に定める額を超える用品の購入（予定又は見積りの価格が3,500万円未満の用品の購入に限る。）に関すること。

(4)～(12) [略]

[略]

2 [略]

(副局長専決事項)

第30条 [略]

2・3 [略]

4 第1項に定めるもののほか、沿岸広域振興局副局長（宮古市及び大船渡市に駐在する者を除く。）及び県北広域振興局副局長（二戸市に駐在する者を除く。）は、次に掲げる事項を専決することができる（行政センターに係るものを除く。）。

(1)～(5) [略]

(6) 部長、審査指導監及び局付の休暇その他の服務並びに室長（沿岸広域振興局副局長にあつては経営企画部の復興推進室長、産業振興室長及び県税室長に限り、県北広域振興局副局長にあつては経営企画部の産業振興室長及び県税室長並びに農政部の農業改良普及室長及び農村整備室長に限る。）の服務に関すること。

(7) [略]

5・6 [略]

(室長等共通専決事項)

第32条 前条の規定にかかわらず、広域振興局の部又は行政センターに置く室の長、経営企画部企画推進課長、土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長、盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局の農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹、農林調整課長、岩泉林務出張所長、水産部の水産調整課長、土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 職員の休暇その他の服務に関すること（沿岸広域振興局農林部の農業農村整備事業を担当する技術主幹を除き、広域振興局の経営企画部の企画推進課長、水産部の水産調整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局の総務部総務課長、農政部農政調整課長及び土木部調整課長、沿岸広域振興局土木部の副部長及び土木センター副所長並びに県北広域振興局農政部農政調整課長にあつては、軽易な事項に係るものに限る。）。

(5)～(12) [略]

2 前条第2項の規定にかかわらず、広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職（同表右欄に掲げる職をいう。別表第1において同じ。）にある者が専決できる事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

部に置く室の長等	経営企画部の産業振興室長及び県税室長、保健福祉環境部保健福祉室長、農政部農村整備室長、盛岡広域振興局の県税部の納税室
----------	--

長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路河川室長及び建築住宅室長並びに経営企画部の企画推進課長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部の調整課長、ダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局総務部総務課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹、水産部水産調整課長並びに土木部副部長

[略]

3 [略]

(経営企画部長等専決事項)

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
[略]					
4 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の <u>請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)</u> 及び <u>指名並びに入札執行(請負契約の締結に係るものを除く。)</u> 及び <u>随意契約に係る見積書の徴収に関する事</u> 。		[略]			
5 建設関連業務(地方公所の長が執行するものに限る。)の <u>委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)</u> 及び <u>指名並びに入札執行(委託契約の締結に係るものを除く。)</u> 及び <u>随意契約に係る見積書の徴収に関する事</u> 。		[略]			
[略]					

2・3 [略]

(水産部長等専決事項)

第37条 広域振興局の水産部長及び水産部水産振興センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

事務	専決権者		備考
	水産部長	水産部水産振興センター所長	
1 海面漁業の免許に関する事(海区漁業調整委員会への諮問に関するものを除く。2の項において同じ。)		[略]	
[略]			
4 <u>海面における漁業権の行使状況報告の徴収に関する事</u> 。		[略]	

長及び課税室長、農政部農業振興室長並びに土木部の管理用地室長、道路都市室長、流域治水室長及び建築住宅室長並びに沿岸広域振興局経営企画部復興推進室長並びに経営企画部の企画推進課長及び管理主幹、農政部農政調整課長、土木部のダム管理事務所長、盛岡広域振興局林務部林業振興課長、県南広域振興局総務部総務課長及び土木部調整課長並びに沿岸広域振興局の農林部の農林調整課長及び農業農村整備事業を担当する技術主幹、水産部水産調整課長並びに土木部副部長

[略]

3 [略]

(経営企画部長等専決事項)

第33条 広域振興局の経営企画部長及び総務部長並びに経営企画部地域振興センター所長及び総務部総務センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者				備考
	経営企画部長	総務部長	経営企画部地域振興センター所長	総務部総務センター所長	
[略]					
4 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の <u>随意契約に係る見積書の徴収(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に掲げる場合における見積書の徴収を除く。5の項において同じ。)</u> に関する事。		[略]			
5 建設関連業務(地方公所の長が執行するものに限る。)の <u>随意契約に係る見積書の徴収に関する事</u> 。		[略]			
[略]					

2・3 [略]

(水産部長等専決事項)

第37条 広域振興局の水産部長及び水産部水産振興センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

事務	専決権者		備考
	水産部長	水産部水産振興センター所長	
1 海面漁業の免許に関する事(海区漁業調整委員会への諮問に関するものを除く。2、4の2及び4の4の項において同じ。)		[略]	
[略]			
4 <u>資源管理の状況等の報告の徴収に関する事</u> 。		[略]	
4の2 <u>漁業権に係る漁場の適切かつ有効な活用を図るための指導及び勧告に関する事</u> 。	○	○	
4の3 <u>沿岸漁場管理団体の指定に関する事</u> 。	○	○	
4の4 <u>沿岸漁場管理団体の保全活動実施等報告の徴収に関する事</u> 。	○	○	
4の5 <u>沿岸漁場管理団体からの保全活動への協力の</u>	○	○	

5 [略]	[略]
[略]	

2 [略]

(土木部長等専決事項)

第38条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者		備考
	土木部長	土木部土木センター所長	
[略]			
12 建設業の許可、建設業者の経営事項審査及び許可の取消し(建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号によるものに限る。13の項において同じ。)に関する事	[略]		
13 建設業の許可、建設業者の経営事項審査及び許可の取消しの場合の報告の徴収及び立入検査に関する事	[略]		
[略]			

2 前項の規定にかかわらず、盛岡広域振興局土木部の管理用地室長にあつては同項の表5の項、6の項、14の項、16の項、17の項及び20の項に掲げる事項を、道路河川室長にあつては同表1の項、2の項及び4の項に掲げる事項を、建築住宅室長にあつては同表1の項、2の項、4の項及び25の項に掲げる事項を、広域振興局の土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに土木部土木センター整備事務所長にあつては同表1の項から6の項までに掲げる事項(ダム管理事務所長にあつてはダム事業に、ダム建設事業所長にあつてはダム建設事業に、土木センター整備事務所長にあつては別に定める分掌事務に係る事業に係るものに限る。)を専決することができる。

3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第8において同じ。)にある者が専決できる事項は、別表第8に掲げるとおりとする。

[略]	
部に置く室の長	盛岡広域振興局土木部の管理用地室長、 <u>道路河川室長</u> 及び建築住宅室長
[略]	

4 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局の土木部のダム管理事務所長及びダム建設事務所長並びに土木部土木センター整備事務所長の専決できる事項は、別表第9に掲げるとおりとする。

5 [略]

(審査指導監専決事項)

第38条の2 広域振興局の審査指導監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

2 [略]

(部長等指定職員専決事項)

第40条 広域振興局の部長、審査指導監、行政センターの所長、部若しくは行政センターに置く室の長、土木部のダム管理事務所長若しくはダム建設事務所長、土木部土木センター整備事務所長又は岩泉林務出張所長(以下この条において「部長等」という。)が指定する職員は、次に掲げる事項並びに前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で部長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

<u>あっせんに関する事</u>			
4の6 <u>沿岸漁場管理団体に対する適切な保全活動の実施及び条件の遵守に係る勧告に関する事</u>	○	○	
5 [略]	[略]		
[略]			

2 [略]

(土木部長等専決事項)

第38条 広域振興局の土木部長及び土木部土木センター所長の専決できる事項は、次の表に掲げる事務(同表の「専決権者」欄に○印のある事務に限る。)とする。

事務	専決権者		備考
	土木部長	土木部土木センター所長	
[略]			
12 建設業の許可、 <u>承継の認可</u> 、建設業者の経営事項審査及び許可の取消し(建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号によるものに限る。13の項において同じ。)に関する事	[略]		
13 建設業の許可、 <u>承継の認可</u> 、建設業者の経営事項審査及び許可の取消しの場合の報告の徴収及び立入検査に関する事	[略]		
[略]			

2 前項の規定にかかわらず、盛岡広域振興局土木部の管理用地室長にあつては同項の表5の項、6の項、14の項、16の項、17の項及び20の項に掲げる事項を、道路都市室長及び流域治水室長にあつては同表1の項、2の項及び4の項に掲げる事項を、建築住宅室長にあつては同表1の項、2の項、4の項及び25の項に掲げる事項を、広域振興局土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長にあつては同表1の項から6の項までに掲げる事項(ダム管理事務所長にあつてはダム事業に、土木センター整備事務所長にあつては別に定める分掌事務に係る事業に係るものに限る。)を専決することができる。

3 広域振興局長に委任された事務のうち次の表の左欄に定める広域振興局の職(同表右欄に掲げる職をいう。別表第8において同じ。)にある者が専決できる事項は、別表第8に掲げるとおりとする。

[略]	
部に置く室の長	盛岡広域振興局土木部の管理用地室長、 <u>道路都市室長</u> 、 <u>流域治水室長</u> 及び建築住宅室長
[略]	

4 広域振興局長に委任された事務のうち広域振興局土木部のダム管理事務所長及び土木センター整備事務所長の専決できる事項は、別表第9に掲げるとおりとする。

5 [略]

(審査指導監専決事項)

第38条の2 広域振興局の審査指導監の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 設計額2億5,000万円未満の県営建設工事(地方公所の長が執行するものに限る。)の請負契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名、入札執行(請負契約の締結に係るものを除く。)並びに随意契約の見積書の徴収(同令第167条の2第1項第8号に掲げる場合における見積書の徴収に限る。次号において同じ。)に関する事

(3) 建設関連業務(地方公所の長が執行するものに限る。)の委託契約に係る競争入札参加者の資格(地方自治法施行令第167条の5の2の資格に限る。)及び指名、入札執行(委託契約の締結に係るものを除く。)並びに随意契約の見積書の徴収に関する事

2 [略]

(部長等指定職員専決事項)

第40条 広域振興局の部長、審査指導監、行政センターの所長、部若しくは行政センターに置く室の長、土木部のダム管理事務所長若しくは土木センター整備事務所長又は岩泉林務出張所長(以下この条において「部長等」という。)が指定する職員は、次に掲げる事項並びに前条第1項各号及び第2項各号に掲げる事項のうち軽易又は定例的な事項で部長等があらかじめ指定したものを専決することができる。

(1)～(3) [略]

(東京事務所長等専決事項)

第43条 [略]

(1)～(3) [略]

(東京事務所長等専決事項)

第43条 [略]

(東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項)

第43条の2 東日本大震災津波伝承館(以下この条において「伝承館」という。)の館長、副館長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

館長専決事項

- (1) 副館長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (2) 副館長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (3) 副館長の休暇その他の服務に関する事。

副館長専決事項

- (1) 職員の事務分担に関する事。
- (2) 課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (3) 課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (4) 課長の休暇その他の服務に関する事。

課長共通専決事項

- (1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。
- (2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関する事。
- (3) 職員の休暇その他の服務に関する事。
- (4) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関する事。
- (5) その他前各号に準ずる軽易な事項

総務課長専決事項

- (1) 職員以外の者の旅行依頼に関する事。
- (2) 被服の貸与に関する事。
- (3) 軽易な事実の証明に関する事。
- (4) 行政文書の開示の決定に関する事。
- (5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関する事。
- (6) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関する事。
- (7) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関する事。

2 伝承館の館長に委任された事項のうち、伝承館の副館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 1件の評価額3,500万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産の処分(取壊しその他これに類する場合に限る。)に関する事。
- (2) 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円未満(設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満)の建設工事を執行すること。

3 伝承館の館長に委任された事項のうち、伝承館の総務課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理者を定める事。
- (2) 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに出納員補佐を命ずること(出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。)
- (3) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。
- (4) 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。
- (5) 県税以外の収入金を徴収すること。
- (6) 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。
- (7) 令達された予算の範囲内で、支出負担行為(建設工事の請負契約の締結に係るもの及び物品の購入に係るもの並びに複写機の賃貸借及び保守契約(別に定めるものを除く。)に係る入札及び契約を除く。)をすること。
- (8) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発すること。
- (9) 令達された予算の範囲内で、用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入をすること。
- (10) 令達された歳出予算の範囲内で、物品の修繕をすること。
- (11) 貸与被服の処分をすること。
- (12) 歳入歳出外現金等の出納通知をすること。
- (13) 物品の出納通知をすること。
- (14) 東日本大震災津波伝承館条例施行規則(令和元年岩手県規則第25号)第6条の規定による施設汚損等の場合の指示に関する事。

(産業技術短期大学の校長等専決事項)

第49条 [略]

2 産業技術短期大学の校長に委任された事務のうち、産業技術短期大学の副校長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 産業技術短期大学条例(平成8年岩手県条例第29号)第14条の規定に基づく授業料及び入学料の免除並びに同条例附則第3項及び附則第4項の規定に基づく入学検定料、入学料及び寄宿舎料の免除に関する事。

3 [略]

(農業改良普及センター普及サブセンター所長専決事項)

第54条 農業改良普及センター普及サブセンター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(3) 職員の休暇その他の服務に関する事。

(花巻空港事務所所長専決事項)

第56条 [略]

(東日本大震災津波伝承館の館長等専決事項)

第56条の2 東日本大震災津波伝承館(以下この条において「伝承館」という。)の館長、副館長及び課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

館長専決事項

(1) 副館長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(2) 副館長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(3) 副館長の休暇その他の服務に関する事。

副館長専決事項

(1) 職員の事務分担に関する事。

(2) 課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(3) 課長の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(4) 課長の休暇その他の服務に関する事。

課長共通専決事項

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(3) 職員の休暇その他の服務に関する事。

(4) 軽易な照会、回答、報告、通知、届出、進達、調査、申請等に関する事。

(5) その他前各号に準ずる軽易な事項

総務課長専決事項

(1) 職員以外の者の旅行依頼に関する事。

(2) 被服の貸与に関する事。

(3) 軽易な事実の証明に関する事。

(4) 行政文書の開示の決定に関する事。

(5) 個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関する事。

(6) 設計額1,000万円未満の工事の完成検査に関する事。

(7) 工事の執行等に伴う届出、申請等に関する事。

2 伝承館の館長に委任された事項のうち、伝承館の副館長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 1件の評価額3,500万円未満の行政財産の用途廃止又は普通財産の処分(取壊しその他これに類する場合に限る。)に関する事。

(2) 令達された歳出予算又は債務負担行為の範囲内で、設計額1億5,000万円未満(設計変更の場合は、変更後の設計額2億円未満)の建設工事を執行すること。

3 伝承館の館長に委任された事項のうち、伝承館の総務課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 防火管理者を定める事。

(2) 現金取扱員、物品取扱員、契約履行確認のための検査員及び物品検収員を命ずること並びに出納員補佐を命ずること(出納員規則第3条第1項の規定により命ずる場合及び災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき岩手県災害対策本部が設置された災害の発生、出張等による出納員の長期不在等特別の事情がある場合に限る。)

(産業技術短期大学の校長等専決事項)

第49条 [略]

2 産業技術短期大学の校長に委任された事務のうち、産業技術短期大学の副校長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 産業技術短期大学条例(平成8年岩手県条例第29号)第14条の規定に基づく授業料及び入学料の免除並びに同条例第15条の規定に基づく授業料、入学検定料、入学料及び寄宿舎料の免除に関する事。

3 [略]

(農業改良普及センター所長等専決事項)

第54条 農業改良普及センター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 指定種子生産ほ場の指定に関する事。

(2) 指定種子生産ほ場及び生産物の検査に関する事。

(3) 主要農作物等の優良な種子等の生産及び普及のために必要な指導及び助言に関する事。

2 農業改良普及センター普及サブセンター所長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の超過勤務命令及び休日勤務命令に関する事。

(2) 職員の旅行命令及び復命書の受理に関する事。

(3) 職員の休暇その他の服務に関する事。

(花巻空港事務所所長専決事項)

第56条 [略]



- (3) 使用の許可若しくは貸付けの期間が1週間以内の場合又は使用部分が小部分の場合における公有財産の使用の許可又は貸付け及び貸付期間が1週間以内の場合における物品の貸付けをすること。
- (4) 公有財産の維持及び保全のため必要な命令を発すること。
- (5) 県税以外の収入金を徴収すること。
- (6) 建設工事請負契約の内容及び建設工事の出来高を証明すること。
- (7) 令達された予算の範囲内で、支出負担行為（建設工事の請負契約の締結に係るもの及び物品の購入に係るもの並びに複写機の賃貸借及び保守契約（別に定めるものを除く。）に係る入札及び契約を除く。）をすること。
- (8) 令達された歳出予算の範囲内で、支出命令を発すること。
- (9) 令達された予算の範囲内で、用品調達基金条例施行規則第4条第1号に規定する物品の購入をすること。
- (10) 令達された歳出予算の範囲内で、物品の修繕をすること。
- (11) 貸与被服の処分をすること。
- (12) 歳入歳出外現金等の出納通知をすること。
- (13) 物品の出納通知をすること。
- (14) 東日本大震災津波伝承館条例施行規則（令和元年岩手県規則第25号）第6条の規定による施設汚損等の場合の指示に関すること。

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第5条、第30条、第33条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]	[略]	[略]					
3	[略]	[略]					
4	[略]	[略]					
5	[略]	[略]					
6	[略]	[略]					
7	[略]	[略]					
8	[略]	[略]					
9	[略]	[略]					
10	[略]	[略]					
11	[略]	[略]					
12	[略]	[略]					

別表第2 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び経営企画部長等専決事項（第5条、第30条、第33条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長等	
[略]	[略]	[略]					
3	[略]	[略]					
4	職員の厚生福利事業に関する事務	出先機関の厚生福利事業の総括		○		○	次に掲げる者を除く。 1 部長にあつては、 <u>県南広域振興局経営企画部長</u> 2 センター所長にあつては、 <u>総務センター所長</u>
		出先機関の厚生福利事業の実施		○		○	部長にあつては、 <u>県南広域振興局経営企画部長</u> を除く。
5	[略]	[略]					
6	[略]	[略]					
7	[略]	[略]					
8	[略]	[略]					
9	[略]	[略]					
10	[略]	[略]					
11	[略]	[略]					
12	[略]	[略]					
13	[略]	[略]					

13 職員の 厚生福利 事業に関 する事務	出先機関の厚生福利 事業の総括	○	○	次に掲げる 者を除く。 1 部長にあ っては、県 南広域振興 局経営企画 部長 2 センター 所長にあつ ては、総務 センター所 長
	出先機関の厚生福利 事業の実施	○	○	部長にあつ ては、県南広 域振興局経営 企画部長を除 く。

14 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
31 物品の 管理に関 する事務	物品の出納通知及び 貸付け	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3 大気汚 染防止法 （昭和43 年法律第 97号）の 施行に関 する事務	第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）、第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。）、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

14 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
31 物品の 管理及び 処分に関 する事務	物品の出納通知及び 貸付け並びに処分（ 貸与被服、動物及び 生産物の処分に限る 。）	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

14 [略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
31 物品の 管理及び 処分に関 する事務	物品の出納通知及び 貸付け並びに処分（ 貸与被服、動物及び 生産物の処分に限る 。）	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

別表第4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第5条、第30条、第35条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3 大気汚 染防止法 （昭和43 年法律第 97号）の 施行に関 する事務	第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）、第12条第3項（第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。）、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の15第1項及び第2項、第18条の23第1項、第18条の24第1項並びに第18条の25第1項	
第9条、第17条の8、第18条の8、第18条の16及び第18条の26	[略]
第9条の2	[略]
第10条第2項 (第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の31第1項において準用する場合を含む。)	[略]
[略]	
第18条の4及び第18条の19	[略]
第18条の29第1項	[略]
第18条の29第2項	[略]
[略]	
[略]	

[略]

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	
[略]							
47 家畜改良増殖法	[略] 第24条	[略]					

条の7第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第3項、第18条の7第1項、第18条の17第1項及び第2項、第18条の28第1項、第18条の29第1項並びに第18条の30第1項	
第9条、第17条の8、第18条の8、第18条の18第2項及び第18条の31	[略]
第9条の2及び第18条の18第1項	[略]
第10条第2項 (第17条の13第1項、第18条の13第1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)	[略]
[略]	
第18条の4及び第18条の21	[略]
第18条の34第1項	[略]
第18条の34第2項	[略]
[略]	
[略]	

[略]

別表第5 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び農政部長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に置く室の長等	センターに置く室の長	
[略]							
47 家畜改良増殖法	[略] 第24条	[略]					

(昭和25年法律第209号)の施行に関する事務	第26条第1項及び第2項	[略]					
	第34条第2項	報告の徴収	[略]				
	[略]						
[略]							

[略]

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	センターに置く室の長	センターに置く室の長	
[略]							

5 森林組合法（昭和53年法律第36号）の施行に関する事務	[略]	第115条 議決、選挙及び当選の取消し	[略]				
		第116条 専用契約の取消し		○			

6 森林組合法施行細則（昭和53年岩手県規則第74号）の施行に関する事務	第6条、第9条、第20条第4項、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第28条	[略]					
[略]							

7 森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関する事務	[略]	第10条の6第4項において準用する第10条の5第9項	[略]				
		市町村森林整備計画の変更の協議（当該変更が、第10条の5第2項第2号から第4号まで、第8号及び第10号に定める事項に係るものである場合並びに当該変更に係る区域が次に掲げるいずれかの区域等を含む場合を除く。） (1)～(6) [略]					
[略]							

[略]

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

						専決権者	
--	--	--	--	--	--	------	--

(昭和25年法律第209号)の施行に関する事務	第25条の2	届出の受理		○			
	第26条第1項及び第2項	[略]					
	第34条第3項及び第4項	報告の受理及び徴収	[略]				
	[略]						
[略]							

[略]

別表第6 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、林務部長及び農林振興センター所長等専決事項（第5条、第30条、第36条関係）

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	センターに置く室の長	センターに置く室の長	
[略]							

5 森林組合法（昭和53年法律第36号）の施行に関する事務	[略]	第115条 決議、選挙及び当選の取消し	[略]				
-------------------------------	-----	---------------------	-----	--	--	--	--

6 森林組合法施行細則（昭和53年岩手県規則第74号）の施行に関する事務	第9条、第20条第4項、第21条、第23条、第24条、第25条、第26条及び第28条	[略]					
[略]							

7 森林法（昭和26年法律第249号）の施行に関する事務	[略]	第10条の6第4項において準用する第10条の5第9項	[略]				
		市町村森林整備計画の変更の協議（当該変更が、第10条の5第2項第2号から第4号まで及び第8号に定める事項に係るものである場合並びに当該変更に係る区域が次に掲げるいずれかの区域等を含む場合を除く。） (1)～(6) [略]					
[略]							

[略]

[略]

別表第7 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長、水産部長等及び水産振興センター所長専決事項（第5条、第30条、第37条関係）

						専決権者	
--	--	--	--	--	--	------	--

事務	条項	内容	専決権者			備考
			副局長	部長	センター 所長	
[略]						
5 漁業法 (昭和24 年法律第 267号) の施行に 関する事 務	[略]	[略]				
	第106条第7 項(同条第9 項において準 用する場合を 含む。)	[略]				
	第122条	[略]				
	[略]	[略]				
[略]						

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項(第5条、第30条、第38条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に 置く 室の 長	セン ター 所長	
[略]							
4 浄化槽 法(昭和 58年法律 第43号) の施行に 関する事 務	第5条第1項	[略]					
	第5条第3項	[略]					
	第23条第3項	[略]					
[略]							
36 県立都 市公園条 例の施行 に関する 事務(岩 手県営運 動公園及 び岩手県 立御所湖 広域公園 の艇庫に 係るもの を除く。 )	[略]	[略]					
[略]							
64 高齢者 、障害者 等の移動 等の円滑 化の促進	[略]	[略]					
	第13条第2項	[略]					
	[略]	[略]					
	第23条第1項	[略]				[略]	
第34条第1項	[略]						

事務	条項	内容	副局長	部長	センター 所長		備考
					○	○	
[略]							
5 漁業法 (昭和24 年法律第 267号) の施行に 関する事 務	[略]	[略]					
	第106条第7 項(同条第9 項において準 用する場合を 含む。)	[略]					
	第111条第1 項及び第3項	沿岸漁場管理規程の 制定及び変更の認可			○	○	
	第122条	[略]					
[略]							

別表第8 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び土木部長等専決事項(第5条、第30条、第38条関係)

事務	条項	内容	専決権者				備考
			副局長	部長	部に 置く 室の 長	セン ター 所長	
[略]							
4 浄化槽 法(昭和 58年法律 第43号) の施行に 関する事 務	第5条第1項	[略]					
	第5条第3項	[略]					
	第12条の5第 4項(同条第 5項において 準用する場合 を含む。)	設置計画の協議及び 変更の協議			○	○	
	第23条第3項	[略]					
[略]							
36 県立都 市公園条 例(昭和 41年岩手 県条例第 15号)の 施行に関 する事務 (岩手県 営運動公 園及び岩 手県立御 所湖広域 公園の艇 庫に係る ものを除 く。)	[略]	[略]					
[略]							
64 高齢者 、障害者 等の移動 等の円滑 化の促進	[略]	[略]					
	第13条第3項	[略]					
	[略]	[略]					
	第23条第1項	[略]				[略]	
第34条第1項	[略]						

に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務	第35条第5項	建築物特定事業計画の受理		○		○
	第38条第2項	[略]				
	[略]	[略]				
	第38条第4項	[略]	措置命令（路外駐車場特定事業に限る。）	[略]		
	第43条第2項（第44条第2項及び第50条第3項において準用する場合を含む。）	協定の認可等に係る協議		○		○
第53条第2項	[略]					
[略]	[略]					

[略]

65の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務	第8条	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	第17条第1項、第21条第1項、第38条及び附則第3条第10項	[略]	[略]
	第29条第1項及び第36条第1項	[略]	[略]
	第30条第1項（第31条第2項において準用する場合を含む。）及び第36条第2項	[略]	[略]
	第30条第2項（第31条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	[略]
	第30条第3項（第31条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	[略]
	第32条	[略]	[略]
	第33条	[略]	[略]
	第34条及び第37条	[略]	[略]

[略]

71	[略]	[略]
----	-----	-----

に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関する事務	第38条第2項	[略]				
	[略]	[略]				
	[略]	[略]				
	第38条第4項	[略]	措置命令（路外駐車場特定事業に限る。）	[略]		
	第53条第2項	[略]				
[略]	[略]					

[略]

65の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の施行に関する事務	第8条	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	第17条第1項、第21条第1項、第43条及び附則第3条第10項	[略]	[略]
	第34条第1項及び第41条第1項	[略]	[略]
	第35条第1項（第36条第2項において準用する場合を含む。）及び第41条第2項	[略]	[略]
	第35条第2項（第36条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	[略]
	第35条第3項（第36条第2項において準用する場合を含む。）	[略]	[略]
	第37条	[略]	[略]
	第38条	[略]	[略]
	第39条及び第42条	[略]	[略]

[略]

71	[略]	[略]																																					
72	フェリターミナル条例（平成30年岩手県条例第37号）の施行に関する	<table border="1"> <tr> <td>第4条第1項</td> <td>使用の許可</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td rowspan="5">宮古土木センター所長に限る。</td> </tr> <tr> <td>第5条第1項</td> <td>物品の販売等の許可</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第7条第1項及び第2項</td> <td>使用許可の取消し等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第8条</td> <td>原状回復義務の免除の承認</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第10条</td> <td>使用料の免除</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>第11条</td> <td>使用料の還付</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table>	第4条第1項	使用の許可				○	宮古土木センター所長に限る。	第5条第1項	物品の販売等の許可				○	第7条第1項及び第2項	使用許可の取消し等				○	第8条	原状回復義務の免除の承認				○	第10条	使用料の免除				○	第11条	使用料の還付				○
第4条第1項	使用の許可				○	宮古土木センター所長に限る。																																	
第5条第1項	物品の販売等の許可				○																																		
第7条第1項及び第2項	使用許可の取消し等				○																																		
第8条	原状回復義務の免除の承認				○																																		
第10条	使用料の免除				○																																		
第11条	使用料の還付				○																																		

72	[略]
73	[略]

[略]

別表第9 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る土木部ダム管理事務所長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）

事務	条項	内容	備考
[略]			
2 河川法の施行に関する事務（広域振興局土木部ダム管理事務所及びダム建設事務所並びに広域振興局土木部土木センター整備事務所が管理する区域（以下「管理区域」という。）に係るものに限る。）	[略]		
[略]			

別表第9の2 広域振興局長委任事項及び当該事項に係る審査指導監専決事項（第5条、第38条の2関係）

事務	条項	内容	備考
1 用品調達基金条例施行規則の規定による用品の購入及び払出しに関する事務		用品の購入（用品調達基金条例施行規則第4条ただし書に規定する物品の購入に係るものを除く。）及び払出し	
[略]			

別表第10 広域振興局以外の出先機関のうち総務部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県東京事務所長	[略]		
岩手県消防学校長	消防職員等の教育訓練に関する事務		入学者等の決定その他入学者等の取扱い及び教習内容の決定

る事務	第12条	届出の受理及び原状回復等の指示				○	
73 フェリーターミナル条例施行規則（平成30年岩手県規則第41号）の施行に関する事務	第8条の規定により読み替えて適用される第1条の2第2項	臨時の休所及び開所				○	宮古土木センター所長に限る。
	第8条の規定により読み替えて適用される第2条第2項	使用時間の臨時の変更				○	
	第8条の規定により読み替えて適用される第3条、第6条及び第7条	申請の受理				○	
	第8条の規定により読み替えて適用される第4条	指示				○	
	第8条の規定により読み替えて適用される第5条	使用中の施設内への立入り				○	
74	[略]						
75	[略]						

[略]

別表第9 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る土木部のダム管理事務所長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）

事務	条項	内容	備考
[略]			
2 河川法の施行に関する事務（広域振興局土木部のダム管理事務所及び土木センター整備事務所が管理する区域（以下「管理区域」という。）に係るものに限る。）	[略]		
[略]			

別表第9の2 広域振興局長委任事項及び当該事項に係る審査指導監専決事項（第5条、第38条の2関係）

事務	条項	内容	備考
1 用品調達基金条例施行規則の規定による用品の購入、払出し及び支出命令に関する事務		用品の購入（用品調達基金条例施行規則第4条ただし書に規定する物品の購入に係るものを除く。）、払出し及び支出命令	
[略]			

別表第10 広域振興局以外の出先機関のうち総務部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県東京事務所長	[略]		

別表第10の2 広域振興局以外の出先機関のうち復興防災部に属する出先機関の長委任事項

(第6条関係)

区分	事務	条項	内容
東日本大震災津波伝承館長	東日本大震災津波伝承館条例（平成31年岩手県条例第49号）の施行に関する事務	第2条第1項	行為の許可
		第4条	行為の許可の取消し等
	東日本大震災津波伝承館条例施行規則の施行に関する事務	第2条第2項	臨時の休館及び開館
		第3条第2項	開館時間等の臨時の変更
		第6条	施設汚損等の場合の指示
岩手県消防学校長	消防職員等の教育訓練に関する事務		入学者等の決定その他入学者等の取扱い及び教習内容の決定

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

6条関係)

区分	事務	条項	内容
岩手県食肉衛生検査所長	[略]		
	6 [略]	[略]	
環境保健研究センター所長	[略]		
	[略]		

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

6条関係)

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	6の2 [略]	[略]	

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

6条関係)

区分	事務	条項	内容
岩手県食肉衛生検査所長	[略]		
	6 [略]	[略]	
	7 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）の施行に関する事務（と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。）	第15条第2項	輸出証明書の発行（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限り、県民くらしの安全課及び保健所の所管に係るものを除く。）
		第38条第2項	報告の徴収等（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限り、県民くらしの安全課及び保健所の所管に係るものを除く。）
		第38条第5項	輸出証明書の発行の取消し（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限り、県民くらしの安全課及び保健所の所管に係るものを除く。）
環境保健研究センター所長	[略]		
	[略]		

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

6条関係)

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	6の2 [略]	[略]	
	6の3 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に関する事務	第15条第2項	輸出証明書の発行（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限り、県民くらしの安全課及び食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
		第38条第2項	報告の徴収等（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限り、県民くらしの安全課及び食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
		第38条第5項	輸出証明書の発行の取



			消し（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限る、県民くらしの安全課及び食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
7	[略]	[略]	[略]
[略]			
41 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	第12条第1項から第3項まで（同条第5項及び第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第13条第1項、第3項及び第4項（同条第5項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	届出の受理、厚生労働大臣への報告及び都道府県知事への通報	
	第12条第4項	[略]	
	第14条第1項、第4項及び第5項並びに第14条の2第1項、第6項及び第7項	[略]	
	[略]		
	第15条第1項、第3項、第4項及び第8項	質問、調査、提出等の要求、検査及び厚生労働大臣への報告	
第15条の2第1項及び第2項並びに第15条の3第1項から第3項まで	[略]		
[略]			
[略]			
56 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略]	[略]	
	第8条の2第1項及び第2項	[略]	
	第10条第1項（第38条第1項及び第2項、第40条第1項及び第2項並びに第40条の7において準用する場合を含む。）及び第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。）、第32条並びに第39条の3第1項	[略]	
	[略]		
	第14条第1項及び第9項	[略]	
第14条第10項	[略]		
[略]			
第69条第1項から第4項まで	[略]		

			消し（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限る、県民くらしの安全課及び食肉衛生検査所の所管に係るものを除く。）
7	[略]	[略]	[略]
[略]			
41 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務	第12条第1項から第3項まで（同条第7項及び第8項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第13条第1項、第3項及び第4項（同条第7項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	届出の受理、厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び保健所設置市等の長への通報	
	第12条第6項	[略]	
	第14条第1項、第5項及び第6項並びに第14条の2第1項、第7項及び第8項	[略]	
	[略]		
	第15条第1項、第3項、第5項、第13項及び第14項	質問、調査、提出等の要求、検査、厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び保健所設置市等の長への通報	
第15条第8項、第10項及び第11項	質問等に応ずべき旨の命令、通知及び書面の交付		
第15条の2第1項及び第2項並びに第15条の3第1項から第3項まで	[略]		
[略]			
[略]			
56 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する事務	[略]	[略]	
	第8条の2第1項及び第2項	[略]	
	第8条の2第4項	情報の提供の求め	
	第10条第1項（第38条第1項及び第2項、第40条第1項及び第2項並びに第40条の7において準用する場合を含む。）及び第2項（第38条第1項において準用する場合を含む。）、第32条並びに第39条の3第1項	[略]	
	[略]		
第14条第1項及び第13項	[略]		
第14条第14項	[略]		
[略]			
第69条第1項から第5項まで	[略]		

		第70条第1項及び第2項	[略]
		[略]	
		第72条の2	[略]
		第72条の3	措置命令（保健所長に委任されている事項に係るものに限る。）
		第72条の4第1項及び第2項	[略]
		[略]	
	[略]		
[略]			

別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県立産業技術短期大学 校長	1 産業技術短期大学 校条例の施行に関する事務	[略]	
		附則第3項	入学検定料、入学料及び寄宿舎料の免除
		附則第4項	入学検定料及び寄宿舎料の免除
2 [略]	[略]		
[略]			
職業能力開発校の長	1 職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の施行に関する事務	[略]	
		附則第4項	入校検定料、入校料及び寄宿舎料の免除
		附則第5項	入校検定料及び寄宿舎料の免除
2 [略]	[略]		
[略]			

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県立農業 大学校長	1 農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の施行に関する事務	[略]	
		第12条	[略]
		第14条	[略]
		附則第4項	入学検定料及び入学料の免除
	附則第5項	入学検定料の免除	
2 農業大学校条例の一部を改正する条例（令和元年岩手県条例第35号）の施行に関する事務	附則第4項	授業料の免除	
3 [略]	[略]		
4 [略]	[略]		

別表第16 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

[略]

別表第16の2 広域振興局以外の出先機関のうち復興局に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
東日本大震災津波伝承館長	東日本大震災津波伝承館条例（平成31年岩手	第2条第1項 第4条	行為の許可 行為の許可の取消し等

		第70条第1項及び第3項	[略]
		[略]	
		第72条の2第1項	[略]
		第72条の3	措置命令
		第72条の4	[略]
		[略]	
	[略]		
[略]			

別表第14 広域振興局以外の出先機関のうち商工労働観光部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県立産業技術短期大学 校長	1 産業技術短期大学 校条例の施行に関する事務	[略]	
		第15条	授業料、入学検定料、入学料及び寄宿舎料の免除
		2 [略]	[略]
[略]			
職業能力開発校の長	1 職業能力開発校条例（昭和51年岩手県条例第25号）の施行に関する事務	[略]	
		第12条	授業料、入校検定料、入校料及び寄宿舎料の免除
		2 [略]	[略]
[略]			

別表第15 広域振興局以外の出先機関のうち農林水産部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県立農業 大学校長	1 農業大学校条例（昭和55年岩手県条例第45号）の施行に関する事務	[略]	
		第12条	[略]
		第13条	授業料、入学検定料及び入学料の免除
		第15条	[略]
	2 [略]	[略]	
3 [略]	[略]		

別表第16 広域振興局以外の出先機関のうち県土整備部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

[略]

県条例第49号)の施行に関する事務		
東日本大震災津波伝承館条例施行規則の施行に関する事務	第2条第2項	臨時の休館及び開館
	第3条第2項	開館時間等の臨時の変更
	第6条	施設汚損等の場合の指示

別表第17 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区分	事務	条項	内容
県立高等学校長	[略]		
	県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の施行に関する事務	[略]	
		附則第4項及び附則第5項	入学選考料、入学科、通信制受講料及び寄宿舎料の免除
[略]			

県立高等学校長	[略]		
	県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の施行に関する事務	[略]	
		第9条	授業料、入学選考料、入学科、通信制受講料及び寄宿舎料の減免
[略]			

別表第17 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区分	事務	条項	内容
県立高等学校長	[略]		
	県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の施行に関する事務	[略]	
		第9条	授業料、入学選考料、入学科、通信制受講料及び寄宿舎料の減免
[略]			

2 別表第17 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県立図書館長	[略]		
自動車運転免許試験場長	[略]		
[略]			

別表第17 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）

区分	事務	条項	内容
[略]			
岩手県立図書館長	[略]		
岩手県立野外活動センター所長	野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）の施行に関する事務	第3条	使用料の免除
自動車運転免許試験場長	[略]		
[略]			

3 別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県食肉衛生検査所長	[略]		
	6 食品衛生法の施行に関する事務（と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。）	[略]	
		第54条	[略]
[略]			

別表第12 広域振興局以外の出先機関のうち環境生活部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
岩手県食肉衛生検査所長	[略]		
	6 食品衛生法の施行に関する事務（と畜場及び食鳥処理場に係るものに限る。）	[略]	
		第59条	[略]
[略]			

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	第26条第1項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	[略]
		第28条第1項（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	[略]
		第30条第2項（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	[略]
		第48条第8項及び第53条第2項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	[略]

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区分	事務	条項	内容
保健所長	[略]		
	4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の施行に関する事務	第26条第1項（第68条第1項において準用する場合を含む。）	[略]
		第28条第1項（第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	[略]
		第30条第2項（第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	[略]
		第48条第8項及び第56条第2項（第68条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第57条第	[略]

					1項（第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	
	第52条第1項（第62条第1項において準用する場合を含む。）	[略]		第55条第1項（第68条第1項において準用する場合を含む。）	[略]	
	第54条（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	[略]		第59条（第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	[略]	
	第55条及び第56条（第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）	[略]		第60条及び第61条（第68条第1項及び第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	[略]	
	第59条第1項及び第2項	[略]		第64条第1項及び第2項（第68条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	[略]	
5 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の施行に関する事務	第71条	[略]		5 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の施行に関する事務	第71条及び第71条の2	[略]
6 食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の施行に関する事務	第5条及び第6条	届出の受理		6 食品衛生法施行条例（平成12年岩手県条例第30号）の施行に関する事務	第5条第3項及び第4項 第6条	営業許可証の書換え交付及び再交付 届出の受理
	6の2 [略]	[略]		6の2 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和3年岩手県条例第10号）の施行に関する事務	附則第3項	届出の受理
	6の3 [略]	[略]		6の3 [略]	[略]	
	6の4 [略]	[略]		6の4 [略]	[略]	
	[略]			[略]		
[略]				[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は同年5月1日から、表3の項の改正部分は同年6月1日から施行する。